地 権 第 ２ ５ ９ 号
平成21年11月6日

北海道道州制特別区域提案検討委員会
会 長　井 上　久 志　様

北海道知事　高 橋　は る み

道州制特別区域基本方針の変更の提案について（諮問）

北海道道州制特別区域推進条例（平成１９年北海道条例第４４号）第５条第１項の規定に基づき、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成１８年法律第１１６号）第６条第１項の道州制特別区域基本方針の変更の提案に関し、貴委員会の意見を求めます。

（諮問の理由）

北海道では、将来のあるべき自治の姿としての道州制を展望して、地域のことは地域が決めることができる地域主権型社会の実現を目指した取組を進めています。

このような中で、平成１８年１２月に「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」が成立し、道からの提案に基づいて国からの権限の移譲などを進めていくシステムが法的に構築されたことから、このシステムを効果的に活用して、本道の活性化や道民生活の向上に役立つ国への提案を行うため、道としての案の取りまとめに当たり、貴委員会の意見を求めるものです。

第３３回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成 21 年 11 月 6 日（金）10:00 ～
場所　ＫＫＲホテル札幌　２Ｆ孔雀

１　開　　会

２　挨　　拶

３　委員等紹介

４　役 員 選 任

５　諮　　問

６　議　　事
（1）道民提案の検討・整理状況等について

（2）前委員会からの申し送り事項について

（3）今後の審議について

（4）次回（第３４回）委員会について

（5）その他

７　閉　　会

【配付資料】
資料１　北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿
資料２　道州制特区提案の状況
資料３　道民提案の検討・整理状況
資料４　前委員会からの申し送り事項
資料５　今後の提案検討委員会における審議について

【参考資料】
参考資料１　道州制特区推進法の概要
参考資料２　北海道道州制特区推進条例関係資料

資料 1

北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委　　員】

氏　　名	現　　職	備考
五十嵐　智嘉子	（社）北海道総合研究調査会常務理事	
井　上　久　志	北海道大学大学院経済学研究科教授	
河　西　邦　人	札幌学院大学経営学部経営学科教授	
竹　田　恒　規	北星学園大学経済学部講師	
南部 ﾕﾝｸｨｱﾝ しず子	光塩学園理事長	
宮　田　昌　利	㈱サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	欠　席
湯　浅　優　子	農業・ファームイン経営	

（50 音順）

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
前　川　克　彦	北海道総合政策部参事監
山　本　広　海	北海道総合政策部地域主権局長
出　町　祐　二	北海道総合政策部地域主権局次長
本　間　研　一	北海道総合政策部地域主権局参事
渡　辺　明　彦	北海道総合政策部地域主権局参事

資　料　2

道州制特区提案の状況

		国の対応状況等	国への提案時期等
第1回提案（H19.12.19提案　H20.3.21閣議決定）			
地　域医　療	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度中の省令改正により届出廃止	H19/10/3 第１回答申
	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	19年12月の政令改正により全国で実現済	H19/12/12 道議会議決
	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	北海道のニーズを見極めつつ継続検討	H19/12/19 国へ正式提案
食の安全・安心	ＪＡＳ法に基づく監督権限の移譲	20年度中の政令改正により全国で実現	H20/2/14 [国] 参与会議
くらしの安全・安心	水道法に基づく監督権限の移譲	20年度政令改正により21年度移譲 財源については交付金として７３万円を措置	H20/3/21 [国] 推進本部基本方針変更の閣議決定
第２回提案（H20.3.31提案　H21.3.27閣議決定）			
環　境	国土利用の規制権限等の移譲	分権改革の検討状況を踏まえて検討。農地転用許可は新農地法施行後５年を目処に検討	H19/12/18 第２回答申
	人工林資源の一体的な管理体制の構築	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
	森林関係審議会の統合	現行制度で対応可能であることを通知	
	廃棄物処理法に基づく権限の移譲	モデル事業の実施及び省令改正により対応	
観　光	特定免税店制度の創設	別の手法による実現について別途検討	H20/3/26 道議会議決
	国際観光振興業務特別地区の設定	別の手法による実現について別途検討	H20/3/31 国へ正式提案
	企業立地促進法に基づく権限の移譲	道州制の税財政等のあり方を踏まえ検討	H21/3/27 [国] 推進本部基本方針変更の閣議決定
	外国人人材受入れの促進	道と定期的な意見交換を実施	
	地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	道の試験実施状況を踏まえ継続検討	
地方自治	町内会事業法人制度の創設	現行で対応可能な範囲を明確化し通知	
	法定受託事務の自治事務化	関連の提案と一体的に検討	
第３回提案（H20.10.8提案　H21.3.27閣議決定）			
地方自治・地域再生	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	分権改革・道州制議論を踏まえ継続検討	H20/7/18 第３回答申
	道道管理権限の町村への移譲	分権改革推進要綱に基づき検討し全国措置	H20/10/3 道議会議決
	福祉運送サービスに係る規制緩和	運用変更により全国展開	H20/10/8 国へ正式提案
	コミュニティハウスの制度創設	通知により推進。実施状況を踏まえ社会福祉法の見直しの中で制度化を検討	H21/3/27 [国] 推進本部基本方針変更の閣議決定
	指定都市等の要件設定権限の移譲	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
第４回提案（H21.7.16提案）			
地方自治・地域再生	「条例による法令の上書き権」の創設		H21/4/10 第４回答申
	国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示		H21/7/3 道議会議決
	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大		H21/7/16 国へ正式提案
地　域医　療	過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置		
健康づくり産業	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設		

道民提案の検討・整理状況　（集計表）

＜　第４回答申までの道民提案の状況　　合計３１４件＞

分　野	【合　計】			【特区提案として検討すべきもの】									【特区提案によらなくても対応可能なもの】	
						検　討　結　果								
						答申につながったもの　（答申数）					一旦	継続		
	Ａ＋Ｂ 道民提案数	ａ＋ｂ （項目数）	番　号	Ａ 道民提案数	ａ （項目数）		第１回	第２回	第３回	第４回	終了		Ｂ 道民提案数	ｂ （項目数）
Ａ　地域医療対策	５４	３９	NO.　1～NO.　24 NO.205～NO.208 NO.245～NO.255	４１	２４	４(4)	３(3)	０	０	１(1)	２０	０	１３	１５
Ｂ　農林水産業の振興	３０	２４	NO.　25～NO.　46 NO.209～NO.210	１４	８	３(3)	１(1)	２(2)	０	０	５	０	１６	１６
Ｃ　土地利用規制	１４	８	NO.　47～NO.　52 NO.211～NO.212	１３	６	３(1)	０	３(1)	０	０	３	０	１	２
Ｄ　経済振興対策	７２	６０	NO.　53～NO.100 NO.213～NO.223 NO.256	４８	３５	６(5)	０	６(5)	０	０	２４	５	２４	２５
Ｅ　雇用対策	７	６	NO.101～NO.105 NO.257	１	１	０	０	０	０	０	１	０	６	５
Ｆ　環境保全	１６	１６	NO.106～NO.120 NO.224	５	６	２(1)	０	２(1)	０	０	４	０	１１	１０
Ｇ　子育て支援	２	２	NO.121～NO.122 ―	０	０	０	０	０	０	０	０	０	２	２
Ｈ　地域振興対策	９２	８５	NO.123～NO.184 NO.225～NO.236 NO.258～NO.267 NO.243	２７	２６	１０(6)	０	０	７(4)	３(2)	１６	０	６５	５９
Ｉ　教育・学校	１３	１３	NO.185～NO.192 NO.237～NO.241	２	２	０	０	０	０	０	２	０	１１	１１
Ｊ　福祉	１０	１１	NO.193～NO.200 NO.242、NO.244 NO.268	６	６	３(3)	０	０	２(2)	１(1)	３	０	４	５
Ｚ　その他	４	４	NO.201～NO.204 ―	０	０	０	０	０	０	０	０	０	４	４
合　計	**３１４**	**２６８**		**１５７**	**１１４**	**３１(23)**	**４(4)**	**１３(9)**	**９(6)**	**５(4)**	**７８**	**５**	**１５７**	**１５４**
（内　訳）当初分	２４８	２０４	NO.　1～NO.204	１０６	６５	１８	４	９	３	２	４４	３	１４２	１３９
（内　訳）追加分①	４０	３８	NO.205～NO.242	２６	２４	７	０	４	３	０	１５	２	１４	１４
（内　訳）追加分②	２	２	NO.243～NO.244	２	２	２	０	０	２	０	０	０	０	０
（内　訳）追加分③	９	９	NO.245～NO.253	９	９	０	０	０	０	０	９	０	０	０
（内　訳）追加分④	１５	１５	NO.254～NO.268	１４	１４	４	０	０	１	３	１０	０	１	１

☆　*答申と上記表「答申につながったもの」欄の道民提案項目数との関係について*

１　第１回答申（３分野）５項目のうち、【水道法】を除く４項目が道民提案によるもの。

【札幌医大定員自由化】(NO.1)、【労働者派遣法】(NO.5)、【地方公務員派遣法】(NO.6)、【ＪＡＳ法】(NO.36)

２　第２回答申（３分野）１１項目のうち、【町内会事業法人制度】・【法定受託事務の自治事務化】を除く９項目が道民提案によるもの。（道民提案項目数が答申数を上回る理由は、当初分と追加分で提案が重複していることや、複数の提案から一つの答申につながっていることによるものであり、上記表では、第２回答申の道民提案項目数の集計値が１３項目となっている）

【国土利用】(NO.49,50,211)、【人工林資源】(NO.39)、【森林関係審議会】(NO.38)、【廃棄物処理法】(NO.113,114)、【特定免税店制度】(NO.56,217)、【国際観光振興業務特別地区】(NO.214)、【企業立地促進法】(NO.213)、【外国人人材受入れ】(NO.63)、【地域限定通訳案内士】(NO.53)

３　第３回答申（１分野）は６項目のすべてが道民提案によるもの。（道民提案項目数が答申数を上回る理由は、複数の提案から一つの答申につながっていることによるものであり、上記表では、第３回答申の道民提案項目数の集計値が９項目となっている）

【指定都市等の要件設定権限の移譲】(NO.123,225,259)、【道道管理権限の町村への移譲】(NO.226)、【将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域中核市制度の創設】(NO.243,259※)、【維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止】(NO.130,227)、【福祉運送サービスに係る規制緩和】(NO.198)、【コミュニティハウスの制度創設】(NO.244)

４　第４回答申（３分野）は５項目のうち、【健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設】を除く４項目が道民提案によるもの。（道民提案項目数が答申数を上回る理由は、複数の提案から一つの提案につながっていることによるものであり、上記表では第4回答申の道民提案項目数の集計値が５項目となっている。）

【「条例による法令の上書き権」の創設】(NO.268)、【国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示】(NO.125,131)、【郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大】(NO.258)、【過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置】(NO.255)

道民提案の検討･整理状況　314件の内訳　　（平成21年4月現在）

※　「検討結果」欄のうち、「一旦終了」は現時点での提案検討を一旦終了したもの、「継続」はペンディング中のもので今後さらに継続検討していくもの。

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
A 地域医療対策	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務医養成	医育大学の定員増･地域枠導入	1	医育大学の定員増を行うとともに、将来地域医療に携わる意志のある人材を優先的に入学させる。	4	4	①							1007A,1061A,2006A,3063A【①札幌医大定員自由化】
		地方勤務医確保	地域での臨床研修義務化	2	研修医等に地方病院勤務を義務づける。	2	1		○						2006A*,2015A
			潜在医師･外国人医師の招致	3	第一線を退こうと考えている医師や「臨床修練制度」を受けた外国人医師を招致する。	4	3		○						1002A,2006A*,3028A,3069A
			臨床研修病院の指定･監督	245	臨床研修病院の指定･監督権限を厚労大臣から道知事へ移譲する。	1	1		○						3303A
			臨床研修先の限定	246	道内医育大学卒業生の臨床研修先を道知事の指定病院に限定する。	1	1		○						3304A
			外国人向けの外国人医師等の招致等	247	外国の医師免許または看護師免許等を有する者が、当該外国の旅行者等を対象として、北海道内（道知事が地域を指定）で医療に従事できるようにする。	1	1		○						3310A
		地方への派遣システム	医療機関のグループ化	11	中核病院と中小病院をグループ化し、中核病院から中小病院への医師派遣を行う。	2	1						○		2006A*,3064A
			期間限定交代制の導入	4	過疎地に期間限定交代制で医師を配置する。	2	1		○						1043A,2006A*
			医師派遣の円滑化	5	病院間の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関の医師数が減算されない措置を講ずる。	3	0	①							2022A*,2026A*,2030A*【①労働者派遣法】
			道職員医師の民間病院派遣	6	へき地の医師不足解消のため、地方自治法により職員の派遣を、医師に限り民間に派遣可能とする。	1	1	①							3106A【①地方公務員派遣法】
			医師、看護師等医療従事者の需給調整	205	医師、看護師等医療従事者の需給調整を知事ができるようにする。	1	1							○	1223A
		地方勤務誘導	診療報酬の特例措置	7	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区分から減算できるよう特例措置を設ける。	2	1		○						2006A*,3061A
		看護職員確保	看護学校の定員増･奨学金拡充	8	地域の看護師不足に対応するため、道立看護学校の定員を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。	3	3		○						2019A,2027A,2031A
			養成施設指定権限移譲等	9	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方での設置が容易になるよう指定基準を緩和する。	1	1		○						1008A
			保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	206	保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び施設の指定を知事ができるようにする。	1	1		○						1226A
			外国人人材受入れの促進	10	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護職員となれるようにする。	1	0		○						1033B*
			医療関係学部の定員増	248	医学部以外の公立･私立大学医療関係学部の入学定員増に関する届出及び認可を文科大臣から知事に変更する。	1	1		○						3302A

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
A 地域医療対策	医療従事者の地域偏在是正	看護職員確保	保健師等の学校・要請施設の指定・監督	249	高齢者医療等に重要な役割を担っている保健師・助産師、看護師、理学療法士、作業療法士に係る学校・養成施設の指定・監督権限を道知事へ移譲する。	1	1		○						3305A
	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	標準医師数の算定方法緩和	12	地域の実態に応じた算定とするとともに、過疎4法の指定地域における特例措置を緩和・延長する。	9	9		○						2018A,2020A,2022A,2025A,2026A,2028A,2030A,2032A,3036A
			看護職員の配置基準緩和	13	夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和し、夜勤時間の制限を緩和する。	8	5		○						2019A*,2021A,2023A,2024A,2027A*,2029A,2031A*,2033A
			病院、診療所の人員及び施設の基準	207	病院、診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるようにする。	1	1		○						1225A
			医師標準数の設定（過疎地域）	250	過疎地域における医療機関の医師標準数を、道知事が地域の実情に応じて設定することができるようにする。	3	1		○						3309A.3314A*.3317A*
			学校医にかかる医師標準数の特例	254	**地方公立病院から派遣する学校医を、当該公立病院の医師標準数に含まれるようにする。**	1	1					○			3314A
			公立病院のオープン化に係る医師標準数の特例	255	**公立病院で診療を行う開業医を、医師標準数の中に含められるようにする。**	1	1	④							3317A 【④過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置】
	その他	遠隔地等での医療補完体制整備	緊急通報システム整備	14	へき地、過疎地など、少数集落地域全世帯に対して緊急通報システムを整備する。	1	1							○	3019A
			医療チームの出向	15	患者の家族が行動不可能な場合など、速やかに医療チームが出向し、診療や処置を行う。	1	1							○	3020A
			通院費補助	16	通院に要する交通費の割引や無料化を行う。	1	1							○	3021A
			バイタルチェックの常駐	17	病院から遠隔地に妊婦などの患者がいる場合、バイタルチェックを常駐させる。	1	1					○			1044A
		施設の整備等	施設基準の緩和	18	病院を無床診療所と介護老人保健施設へ転換する際の共用部分認定を拡大し、転換時負担を軽減する。	1	1					○			2011A
			小児科、産婦人科、歯科設置	19	地域に必要な身近な医療として、小児科、産婦人科、歯科を設置する。	1	0							○	1043A*
			学校と病院の併設	20	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0					○			1047H*
			私立病院の空き病棟の有効活用	21	私立病院の空き病棟を有効利用する。	1	1					○			1049A
		その他	医師確保対策の強化	22	医療対策協議会の実効性を確保するため、知事権限を強化し、医師確保対策を推進する。	1	1					○			3035A
			医療対策協議会における知事の指示権限	208	医療対策協議会の議長に知事の就任を義務付け、知事に指示権限を与えるようにする。	1	1					○			1224A
			救急車の出動理由の公表	23	救急車の不正利用を減らすため、救急車の出動理由の公表を制度化し、世論に問う。	1	1						○		1045A
			予防医療と家庭医制度の促進	24	予防医療を重視するとともに、一定水準まで総合的に対応できる家庭医を多数輩出する。	1	1						○		3092A

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
A 地域医療対策	その他	その他	訪問看護師の業務・役割の拡大	251	医師が不在の現場でも看護師ができる医療処置(療養上の世話)の業務・役割を拡大。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限る。	1	1		○						3306A
			介護福祉士の業務・役割の拡大	252	医師または訪問看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰吸引、経管栄養)を拡大。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限る。	1	1		○						3307A
			地域救急体制の補強(緊急自動車の拡大)	253	道知事の判断により、住民の身近なところに存在する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村の公用車両などを緊急自動車に指定し、道路の優先通行、速度規制の緩和をはかり、搬送時間の短縮を図る。	1	1		○						3308A
B 農林水産業の振興	農業の振興	農業生産力の向上	課税の免除	25	堅固なビニールハウスや排雪のための動力源となる軽油について、課税免除とする。	3	3		○						1010B,1014B,3055B
			目標設定・体制整備	26	自給率の引き上げや農改センターの充実強化などにより、北海道を日本の食料支援センターにする。	4	4						○		3002B,3013B,3014B,3016B
			外国人人材受入れの促進	27	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人材の受け入れ規制を緩和する。	1	1						○		1033B
			教育機関整備・資格制度導入	28	農業高専などの教育機関を整備するとともに、資格制度など制度的な参入支援を行う。	1	1						○		1016B
			新規就農者の認定緩和	29	農業を志す者に、当初、農地を借地として提供し、当分の間世話役が指導する。	1	1						○		4009B
		遊休地の活用	遊休農地を活用した燃料生産	30	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	4		○						1017B,3037B,3066B,3078B
			ふゆみずたんぼ	31	遊休農地で自然農法を基本とした「ふゆみずたんぼ」を行い、農業の振興などを図る。	1	1						○		3065B
		施設の整備	雪氷冷熱倉庫の建設促進	32	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	1						○		1015B
		その他	自家用貨物自動車の車検延長	33	積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1		○						1086B
			農業、漁業への公的保証	34	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	1						○		3068B
			オーガニック認定制度の制定	35	農産物や食肉、乳製品など、厳しい条件をクリアした食品にのみ、北海道のオーガニック認定を行う。	1	1					○			3104B
			JAS法の監督指示権限	36	事業者が複数都道府県にまたがる場合であっても、当該事業者のある道に一切の監督指示権限を移譲。	2	2	①							3108B,4014B 【①JAS法】
	林業の振興	資源の有効活用	森林管理の一元化	37	国、道、森林組合等の森林管理を一元化し、有効利用を図る。	1	1		○						3004B
			国有林・道有林の維持管理の一元化	209	国有林と道有林の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		○						1219B
		地域森林計画	森林審議会の所管	38	地域森林計画に関連する林業・木材産業振興や森林づくりへの道民理解の促進などの事項を同時審議。	1	1	②							4016B 【②森林関係審議会】

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
B 農林水産業の振興	林業の振興	地域森林計画	道計画・市町村計画の統合	39	道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体で森林マスタープランを策定する。	1	1	②							4017B 【②人工林資源】
	水産業の振興	水産業の安定化	操業調整の期間短縮	40	指定漁業の許可権限の移譲を受け、知事が一元的に許可を行い、操業調整の期間短縮を図る。	1	1				○				2013B
			養殖水産物の密漁取締	41	密漁の罰則が弱く実効性に欠けるため、密漁の防止や取締罰則規定を条例で制定できるようにする。	1	1					○			1011B
			密漁の取締、罰則	210	密漁の取締り、罰則を条例で定めるようにする。	1	1					○			1214B
			養殖・栽培技術の向上	42	流氷、低気圧にも負けない養殖や栽培技術を向上し、安心して仕事できる環境を整備する。	1	1						○		3017B
			外国人人材受入れの促進	43	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人材の受け入れ規制を緩和する。	1	0						○		1033B*
			農業、漁業への公的保証	44	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	0						○		3068B*
		加工業などの振興	外国漁船の水揚げ規制緩和	45	加工原料を確保するため、外国漁船でも日本の港に水揚げできるようにする。	1	1				○				3067B
			雪氷冷熱倉庫の建設促進	46	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	0						○		1015B*
C 土地利用規制	土地利用一般	土地の有効活用	用途制限の緩和	47	土地の有効活用、売買活性化や企業誘致のため、市街化調整区域などの用途制限を緩和する。	2	2		○						3005C,3010C
			未使用国有地・道有地の活用	48	未使用の国有地・道有地の有効活用を図る。	1	1						○		3025C
		地方裁量範囲の拡大	農地転用許可等の権限移譲	49	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権限とする。	4	4	②							2008C,2010C,2034C,3041C 【②国土利用】
			企業誘致のための農地転用許可権限の移譲	211	企業誘致促進のため、4ha超の農地転用についても知事許可とする。	1	1	②							4201C 【②国土利用】
		地方裁量範囲の拡大	保安林に関する権限移譲	50	国有林の保安林や民有林の重要流域内の保安林の指定及び解除権限の移譲を受ける。	3	3	②							2009C,4008C,4018C 【②国土利用】
			国の関与の縮小	51	漁業施設用地の変更協議や都市計画事業の補助採択に関する国の関与を縮小する。	2	2		○						2004C,2007C
			土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止	212	土地利用規制の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。	1	1		○						1216C
	農地	耕作放棄地の解消	農地取得下限面積の引き下げ	52	農地取得の下限面積を引き下げる。	1	0					○			3041C*

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
D 経済振興対策	観光振興	観光客誘致	国際観光の振興	53	外国人観光客の受入体制整備のため、企業が国際観光振興のための投資を行った場合、税を優遇する。	1	1	②							3038D【②国際観光振興業務特別地区】、【②企業立地促進法】、【②地域限定通訳案内士】
			企業誘致での投資減税対象となる業種の基準等	213	企業誘致で投資減税の対象となる業種の基準及び計画の認定を条例で定めるようにする。	1	1	②							1229D 【②企業立地促進法】
			国際観光振興業務特別地区設定による投資減税	214	国際観光振興業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1	②							1230D 【②国際観光振興業務特別地区】
			カジノの振興	54	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。	4	3			○					3047D,3050D,3071D,3074J*
			（小樽市への）カジノの設置（誘致）	215	カジノを設置できるようにする。（小樽市が魅力溢れる観光地であり続けるために、観光振興策として、カジノの誘致を行う。）（小樽市に外国人のみ行う事ができるカジノを作り、F1を開催するなどして、各国の富裕層を誘致する。）	3	3			○					1213D,1235D,3203D
			民宿・ファームインの活性化	55	自家製果実酒やしぼりたて牛乳を提供できるよう、酒税法や食品衛生法の規制を緩和する。	2	2		○						3060D,3062D
			酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供	216	酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳を提供できるようにする。	1	1		○						1232D
			特定免税店制度	56	沖縄で行われている特定免税店制度を導入する。	2	2	②							1022D,3077D 【②特定免税店制度】
			国際観光振興業務特別地区設定による関税なしの販売	217	国際観光振興業務特別地区を設定で関税なしの土産品を販売できるようにする。	1	1	②							1231D 【②特定免税店制度】
			CIQ業務の一部移管	57	CIQ業務の移管や空港民間スタッフの活用により、出入国手続の迅速化を図る。	1	1				○				1029D
			空港・港湾でのCIQ業務	218	空港・港湾でのCIQ業務を知事ができるようにする。	1	1				○				1228D
			ビザ発給要件の緩和	58	北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数次ビザの発給を行う。	2	2		○						1030D,1034D
			中国元両替所の増設	59	中国元の両替所の増設、両替上限額の見直しを行う。	1	1					○			1035D
			道路標識の統一	60	道路の景観向上や外国人観光客などのため、道内の標識基準を統一する。	1	1						○		1041D
			国際免許規定の変更	61	道内を外国人が運転できるようにする。	1	1							○	1057D
			長期滞在型可能地域	62	北海道を長期滞在型の避暑・観光地域などに位置付け、税の優遇などの施策を行う。	1	0						○		3071D*

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
D 経済振興対策	観光振興	観光業振興	外国人人材受入れの促進	63	道内観光分野の就業に限定して、在留期間を技能を有する者並みの3年又は1年に延長する。	2	1	②							1031D,1033B* 【②外国人人材受入れ】
			自家用車による旅客共同送迎	64	旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	1	1		○						1036D
			有料顧客送迎に係る権限移譲	65	体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	1	1		○						4006D
	その他	金融市場の活性化	金融自由化	66	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市場が開くように時差を設け、金融自由化を行う。	2	2		○						3048D,3049D
			新総合金融市場の創設	67	東京より1時間早く市場を開設し、NYと東京の空白を少しでも埋め、北海道経済の活性化に繋げる。	1	1		○						3070D
			北海道為替市場創設	219	北海道は夜明けが早いことを利用して、札幌で為替市場を創る。	1	1		○						1205D
		物流・人材移動の活性化	陸上･海上･航空運賃の低減	68	経済活動に大きな影響を与えている運賃を低減化する。	2	1							○	1003D,3029H*
			自由貿易地域指定	69	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、CIQ業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	2	2			○					1024D,2012D
			地方港のセーフティネット	70	各事業者の労働者を自己の労働者とみなす特例を活用するため、組合設立権限の移譲を受ける。	1	1							○	1023D
			高速道路の最高速度	71	高速道路の最高速度を120km/hとし、物流の効率化を図る。	1	1					○			1072D
			トラックコンテナの国際基準化	72	トラックコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1		○						1075D
			船用コンテナの国際基準に則した牽引車両の導入	220	トラックのシャーシの基準を変えて、国際コンテナが直接つめるようにし、コスト削減による競争力の向上を図る。	1	1		○						1210D
			高速道路の無料化	256	高速道路を無料化する。物流コストが削減され、本道経済が活性化するとともに、道民の行動範囲が広がり、広域的な経済圏の形成が促進される。	1	1		○						3319D
			稚内の一部をロシアにレンタル	73	稚内の領土の一部をロシアにレンタルし、ロシアとの交易の窓口やビジネスの拠点とする。	1	1				○				3101D
		空港の活性化	新千歳空港の貨物受け入れ	74	新千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	1	1						○		1074D
			空港の一括管理	75	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2			○					3075D,3107D
			千歳空港のハブ空港化	221	千歳空港をハブ化し離着陸の料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。	1	1			○					1204D
		地場産業育成	酒造免許付与権限の移譲	76	酒造免許の交付権限の移譲を受ける。	2	2		○						1080D,2014D
			加工場の建設	77	コメ、赤飯などの加工工場や缶詰工場を道内に建設する。	1	1							○	3015D

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
D 経済振興対策	その他	地場産業育成	コメ粉のPR	78	コメ粉の販売について一般にあまり報道されていないため、PRを行う。	1	1							○	3018D
			食品の機能成分表示制度	79	原料・製造・販売とも道内限定の機能食品等について、道の評価基準に基づき効能表示を可能にする。	1	1		○						1019D
		自営業者の経営安定化	自家用貨物自動車の車検延長	80	農業者、漁業者、個人の商工業者などの経営安定のため、自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1		○						3009D
			大型店と商店街の共存共栄	81	大型店と商店街の共存共栄のため、営業時間・休業日などに一定の規制を設ける。	1	1							○	3046D
		企業等誘致	リサーチ＆ビジネスパーク	82	企業誘致に関する制度を創設するとともに、国の「競争的資金」の配分を受け、戦略的に活用する。	2	2						○		1020D,1026D
			ものづくり産業	83	誘致企業に対する税制面の優遇措置等を行う。	1	1					○			1021D
			産学官連携研究施設	84	研究施設等に関する誘致促進制度の創設や施設設置の際や研究者に対する税の減免を行う。	1	1						○		1037D
			他の道州との差別化	85	産業・経済、教育・文化等で特色を出し、優秀な企業・人財を誘致する。	1	1						○		3098D
			企業の研究所の誘致促進	86	札幌近郊に国内や外資の研究所を誘致し、税制面の優遇を行う。教育水準の向上や経済活性化に期待。	1	1						○		3102D
		IT産業振興	中国人短期滞在ビザ免除	87	中国人技術者が北海道に入国する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する。	1	1		○						1032D
			最適資源配分	88	各行政機関の共同により最適な資源配分が可能な仕組みを構築する。	1	1						○		1039D
		タクシー	法定3カ月点検の撤廃	89	車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	1	1		○						1078D
			需給調整	90	過当競争で事故が増加するなどしているため、地域の実情に即した需給調整を行う。	1	1		○						1079D
			Park&Rideの推進	91	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	0						○		3095H*
		その他	時差の導入	92	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を連動させる。	3	1		○						3048D*,3049D*,3073D
			サマータイムの導入	93	サマータイムの本格実施を行う。	2	2		○						1038D,3045D
			自動車等の潜在需要掘り起こし	94	夏期のみ利用したり、夏期と冬期で乗り分ける人向けに6カ月車検を導入し、潜在需要を掘り起こす。	2	2		○						3053D,3079D
			バイオ関連研究施設の機能発揮	95	道内のバイオ関連の研究所の機能の総合的な発揮を図るための制度創設や措置を行う。	1	1						○		1025D
			不動産短期賃貸借契約の簡便化	96	短期賃貸借契約について、重要事項説明を書面手交のみで完了できるようにする。	1	1		○						1040D
			不動産仲介報酬基準の見直し	97	営業エリアが広いなどの特殊事情のため、約定により仲介報酬上限を超えた手数料を受領可能にする。	1	1					○			1077D
			理容師・美容師の垣根撤廃	98	理容師希望者が少ない上、理容業で美容師の雇用ができないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	1	1		○						1081D

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
D 経済振興対策	その他	その他	減価償却年数の自由設定	99	不動産開発のため、減価償却年数の選択制を導入する。	1	1							○	1082D
			法人の経営安定基金認可	100	課税額の5%以内を会社内に基金として積み立てる事を認め、会社の経営安定を図る。	1	1							○	1085D
			路線バスの合理的運行による経営改善	222	路線バスの経営改善のため、マイクロバスやワンボックスカーを利用できるようにする。	1	1		○						1209D
			地域通貨の導入等	223	道州制完全実施時に、円と換金性を保証する地域通貨を導入し、生活消費財の自地域完全自給自足化や変動国内地域通貨制などを導入する。	1	1		○						3202D
E 雇用対策	雇用対策	労働環境の整備	労働環境の整備	101	採用時年齢制限の撤廃、最低賃金の値上げ、55歳以上の雇用への補助、通年雇用の環境整備を行う。	3	3					○	○		1013E,3011E,3022E
		雇用・就業機会の確保	在宅就労紹介センター設置	102	老人扶養世帯などを対象とした、在宅就労紹介センターを設置する。	1	1							○	3012E
			耕作放棄地の活用	103	耕作放棄地での「ふゆみずたんぼ」や菜種の作付けにより、雇用の確保を行う。	2	0						○		3065B*,3066B*
			高年齢層人財の活用	104	官公庁で民間出身者を多数重用し、民間企業に対しては税控除等奨励策を強化、若年層時間外の規制。	1	1					○			3097E
			国庫補助基準の緩和	105	シルバー人材センターへの補助基準を、会員数120人以上→80人以上などに緩和する。	1	1							○	4015E
			労働基準法の条例化	257	現行法はサービス業やホワイトカラーに真正面から対応していないため、労働基準法を条例化し、対応させるようにする。	1	1		○						3316D
F 環境保全	環境保全	自然環境保全	エゾシカ被害の防止	106	鳥獣保護区等における捕獲禁止を、市町村の管理のもと、一定期間解除する。	1	1					○			1004F
			狩猟者の育成	107	北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、継続して散弾銃10年以上所持を短縮する。	1	1					○			1005F
		バイオ燃料	バイオ燃料の普及促進	108	バイオ燃料普及促進のための制度の創設及び揮発油税の減免措置を行う。	1	1		○						1018F
			バイオ軽油の非課税化	109	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1		○						1083F
			遊休農地を活用した燃料生産	110	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	0		○						1017B*,3037B*,3066B*,3078B*
			バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税	224	バイオ燃料生産業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1		○						1234F

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
F 環境保全	環境保全	廃棄物・リサイクル	リサイクルゴミ	111	リサイクルゴミを、直接リサイクル企業に持ち込むことを許可する。	1	1					○			1056F
			産廃事業所限定の弾力的運用	112	事業所限定のある8廃棄物について、地域の産業構造などを踏まえた弾力的な運用を可能にする。	1	1					○			4010F
			一廃処理施設の設置要件緩和	113	要許可施設の指定権限の移譲を受け、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	1	1	②							4011F【②廃棄物処理法】
			処理施設許可要件の条例委任	114	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル解消等を図る。	1	1	②							4012F【②廃棄物処理法】
		環境保全	地球温暖化対策	115	地球温暖化対策モデル地区を提唱し、バイオエタノールなどの取組を真っ先に推進する。	1	1							○	3003F
			自家発電の高度利用	116	使用する電力分を自家発電するため、設備故障時の北電からの電力供給ができるようにする。	1	1							○	1065F
			環境税の創設	117	大気汚染原因物質の購入者は環境税を負担し、省エネ製品の製造者等は税制優遇する。	2	2							○	1067F,3087F
			水道水のおいしい街選考	118	北海道版おいしい水ベスト10を選定し、環境保全の取組を拡大する。	1	1							○	1073F
			北海道エコライフ宣言	119	「さっぽろエコライフ10万人宣言」を北海道全体の取組として推進し、優遇制度を設ける。	1	1							○	3072F
			国より厳しいCO2削減目標	120	北海道内を走る自動車に対するバイオ燃料優遇。国より厳しいCO2削減目標の設定。	1	1							○	3100F
G 子育て	子育て支援	子育て支援	育児短時間勤務制度の拡大	121	企業に適用される育児短時間勤務制度を小学校就学前までに拡大し、義務化を図る。	1	1					○			1012G
			男性の子育て参加支援	122	国と道との連携による、会社への指導、改善命令等により、男性の子育て参加を支援する。	1	1					○			3001G
H 地域振興対策	地方自治の強化	基礎自治体の強化	政令市等の法定要件緩和	123	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し。	2	2	③							1009H,1042H 【③指定都市等の指定権限の移譲】
			政令市、中核市の要件緩和	225	政令市、中核市の要件を緩和し、多くの市が移行できるようにする。	1	1	③							1233H 【③指定都市等の指定権限の移譲】
			道から市町村への権限移譲	124	道の事務・権限移譲リストの第3区分（法改正を要する500権限）について国から道へ権限移譲する。	1	1		○						2017H
			2重、3重行政の解消	125	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	1	④							3006H【④国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示】
			市町村合併	126	札幌市〇〇区とするような特別立法を作る。	1	1					○			3026H
			役割明確化と基礎自治体育成	127	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	0							○	3083H*
			市町村議会に対する規制縮小	128	議員定数や常任委員会専任等の規制を撤廃し、兼職・兼業の禁止等の詳細を市町村の判断に委ねる。	1	1							○	4001H
			市町村議会選挙の規制縮小	129	選挙事務所の数、ポスターの数等について、市町村が地域実情にあった選挙となるよう自ら決定する。	1	1							○	4002H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
H 地域振興対策	地方自治の強化	基礎自治体の強化	道道の管理の特例	226	町においても、都道府県の同意を得て、当該町の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるようにする。	1	1	③							3204H【③道道管理権限の町村への移譲】
			広域中核市制度	243	圏域の全市町村と道の出先機関を統合し、新しい基礎自治体をつくる(「広域都市構想」)。	1	1	③							2301H【③将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域中核市制度の創設】
			郵便局の役場の支所化	258	郵便局で役場の支所の業務を行えるようにする。	1	1	④							3322H【④郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大】
			政令市の法定要件緩和	259	支庁の単位で市町村が合併すれば、政令市とする	1	1	③							3321H【③将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域中核市制度の創設】
		役割分担の明確化	負担金制度の廃止	130	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1	1	③							3058H【③維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止】
			国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止	227	国の直轄事業の維持管理に係る負担金制度を廃止できるようにする。	1	1	③							1217H【③維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止】
			2重、3重行政の解消	131	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	0	④							3006H*【④国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示】
			役割明確化と基礎自治体育成	132	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	1							○	3083H
			1級及び2級河川の維持管理の一元化	228	1級及び2級河川の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		○						1220H
			国道、道道の維持管理の一元化	229	国道、道道の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		○						1221H
		住民自治の強化	国有林など国有財産の移管	260	国有林など国有財産を無償で北海道に移管する。	1	1		○						3311H
			都道府県議会議員の選挙区の決定権限の移譲	261	北海道議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではなく、条例で定めることができるようにする。	1	1		○						3323H
		住民自治の強化	住民投票	133	道や市町村でも住民投票を実施する。	1	1						○		3024H
			住民による条例提案・決定	134	一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける。	1	1				○	○			3033H
			地方政治に関する市民大学	135	地方政治の基礎知識等について市民大学講座を設ける。修了者は登録し行政参画機会を与える。	1	1							○	3082H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
H 地域振興対策	地方自治の強化	住民自治の強化	投票権行使者への税控除	136	一定水準の投票率となり、政治への関心が高まるまでの措置として、投票権行使者の税控除を行う。	1	1							○	3086H
		自治体財政・会計の改善	独自課税制度	137	独自の課税制度を設ける。	1	1					○			3008H
			複式簿記導入	138	地方自治体会計に複式簿記による企業会計を導入し、経営感覚の向上を図る。	1	1						○		3040H
			歳出科目の一部廃止	139	事業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡素化する。	1	1					○			3059H
			第3セクターの破綻制度	140	自治体が設定した赤字限度額を超過した場合、会社更生法等を強制適用し、自治体破綻を防止する。	1	1							○	1084H
			年度をまたぐ工事発注	141	公共工事の早期発注や適切な工期の設定により、実質的な工事費の縮減を図る。	1	1					○			4003H
			超長期無利子市町村債	142	市町村が超長期間に渡って兌換を予定しない無利子の公債を発行し、当面の借金を凍結させる。	1	1							○	4004H
			自動車車検時納税制度	143	新規登録時や車検更新時に納税することにより、滞納処分事務の軽減を図る。	1	1							○	4013H
			財政改革	230	計量経済学のシミュレーションを用いて、財政政策の指針を決める仕組みを作る。	1	1							○	1202H
		市民活動・ボランティア活動の活性化	領域拡大	144	市民活動等の対象となりうる行政業務の棚卸しと市民相談を定期的に行い、計画的に移管する。	1	1						○		3084H ※　②町内会事業法人制度
			活動従事時間貯蓄制度	145	市民が相互に活動を利用し合い、企業評価にも活用できるよう、活動従事時間を貯蓄する。	1	1						○		3085H
		その他	地域の実態に即した基準設定	146	教員のへき地手当の級地区分について、地域の実態にあった基準とするため、条例で定める。	1	1							○	3039H
			教員のへき地手当の級地決定	231	教員のへき地の級地決定を条例で定めるようにする。	1	1							○	1215H
			道職員の意識改革	147	道州制に向けて職員の意識改革を行う。	1	1							○	3023H
			道と国との連絡体制の強化	148	地方行政連絡会議を充実させるため、議長である知事の権限を強化し、実効性を高める。	1	1					○			3034H
			地方行政連絡会議における知事の指示権限	232	地方行政連絡会議の議長である知事に指示権限を与えるようにする。	1	1					○			1218H
			施設の有効活用	149	水産系廃棄物リサイクル施設を再利用するとともに、補助金の返還金も町の新計画に充てる。	1	1							○	3027H
			ふるさと納税システム	150	住民税の一部をふるさとに納税できるシステムとし、一部の市町村に税金が集中しないようにする。	1	1							○	1063H
			基礎自治体連結会計の導入	151	北海道が本社機構又は親会社、基礎自治体が事業部または子会社と見立てて歳入・歳出を評価する。	1	1					○			3090H
			行政サービス品質管理制度	152	すべてのサービス分野ごとに品質管理を行い、品質監査を行うためにISO9000を導入する。	1	1					○			3091H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
H 地域振興対策	地方自治の強化	その他	電子政府の充実化	153	紙資源及び書類保管スペースの大幅削減を図るために官庁IT化を強力に進める。	1	1						○		3096H
			道立美術館の地方独法化	154	道立美術館の運営に関して、地方独法化という選択肢が可能となるよう、権限の移譲を受ける。	1	1							○	4007H
			広域連合への地方交付税交付	262	広域連合にも地方交付税を交付する。	1	1		○						3318H
			社会資本関係業務の地方独立行政法人化	263	道の社会資本関係業務を地方独立行政法人化し一般会計から切り離し運営できるようにする。	1	1		○						3320H
	地域防災対策	地域防災対策	電波の周波数割当	155	周波数割当の権限移譲を受け、防災無線を既存施設の耐用年数まで活用できるようにする。	1	1				○				3042H
			除排雪車の課税免除	156	地方道の除排雪作業車に使用する軽油の課税免除を行う。	1	1							○	3056H
			コミュニティーFMの出力	157	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	1	1				○				1051H
			コミュニティFMの放送区域の拡大等	233	放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。また、現在20w以下とされている電波出力を100w以下とすることを可能にする。	1	1				○				1211H
			道路除雪の一元管理	158	大雪の際、道路状況が違いすぎるので、一元管理を行う。	1	1							○	1052H
			プロパン供給の見直し	159	震災時でもいち早く復旧するプロパンガスを都市部の大型マンションでも供給できるようにする。	1	1					○			1069H
			公共建築物の耐震改修	160	道が重点的な資金配分を行い、日本海溝特措法指定地域などにおける公共施設の耐震改修を行う。	1	1							○	2035H
	離島振興	特有の負担解消	課税の免除	161	2台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から揮発油税の減免を行う。	2	2		○						2001H,2002H
		特殊性への対応	基準の緩和	162	漁港整備における費用対効果の緩和や特別養護老人ホームの定員数の特例を設ける。	2	2							○	2003H,2005H
	地域活性化	道民に対する優遇措置	減税措置	163	気象条件の克服や地域経済発展などのため、法人税や所得税・消費税の減免措置を行う。	6	6							○	1001H,1070H,1071H,3030H,3031H,3032H
			農地法の規制緩和	164	馬との暮らしのための農地利用について、耕作又は養畜の事業を行う場合に準じた扱いとする。	1	1					○			2016H
			自家用車の車検延長	165	自動車の性能向上や、故障のつど修理して利用する実態から、新車時からずっと3年毎の車検とする。	1	1		○						1068H
			一年車検の一部撤廃	234	まず最大積載量2t未満の車両について、一年車検の一部撤廃をする。	1	1		○						1203H
			移住促進	235	農地を農業従事者以外の取得することは難しく、農振地域は建築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を解除し他用途に使えるようにする。	1	1					○			1201H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
H 地域振興対策	地域活性化	道民に対する優遇措置	相続税に係る特例	264	北海道だけ相続税を無税にして、資産家の北海道への移住を促進する。	1	1		○						3313H
			その他	166	JR・航空機の特別割引、食料品購入時の消費税免除などを行う。	4	1							○	3029H,3030H*,3031H*,3032H*
		施設の整備・活用	余裕教室・廃校施設	167	施設の有効活用を図るため、補助事業により取得した建物の処分制限期間を短縮する。	2	2							○	1006H,1055H
			自転車専用レーン	168	町と自然に親しみ、健康増進、二酸化炭素削減への貢献のため、道内周遊の自転車専用レーンを作る。	1	1					○			3051H
			高速道路	169	遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限にする。	1	1					○			3054H
			学校と病院の併設	170	学校と病院を同一建物で併設する。	1	1					○			1047H
			有料サーキット	171	広い土地を活かして、環境にも配慮した有料サーキットを作り、自動車の運転技術の向上等を図る。	1	1						○		3080H
		独自基準の設定	住宅に関する建築基準法	172	高断熱高気密の住宅、300年はもつ資産としての住宅とするため、道独自の建築基準を作る。	1	1							○	3052H
			既存不適格建築物の活用	173	既存不適格建築物のうち市町村が許可するものについて、引き続き他の用途で使えるようにする。	1	1							○	4005H
			水道法	174	天然水を水道水として利用する場合に味を半減させないよう、塩素消毒規制の対象外とする。	1	1		○						3057H
			その他	175	道路の法定速度、車幅。積載量の特例を設ける。	1	1							○	3007H
			道路交通法の特例（高速道路の制限時速）	236	新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通法の運用面で一般道の制限時速を70キロとする。	1	1							○	3201H
			木造建造物に係る基準の特例	265	木造5階建ての建物を建てられるようにする。	1	1		○						3312H
		その他	都市再生緊急整備地域の指定	176	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲を受ける。	1	1		○						3043H　（検討結欄：「その他」→「継続検討」に変更→審議結果は「終了」）
			中心市街地活性化法の指定	177	中心市街地活性化法の指定における一都市一地域の要件を合併市町村以外の都市でも認める。	1	1					○			3044H
			軽微な交通違反の特例措置	178	自治体主催の美化活動など、地域貢献を行った場合に、違反点数を1点戻すなどの特例措置を行う。	1	1							○	1046H
			旅館業法適用除外措置	179	過疎地域への移住希望者に対し、空き家などを開放し、宿泊体験をしやすくする。	1	1					○			1076H
			コミュニティーFMの出力	180	参入促進、広告収入の確保、聴取者の安定受信のため、出力を最大200wまでとする。	2	1				○				1051H*,3081H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
H 地域振興対策	地域活性化	その他	対外輸入関税・国内移入関税	181	地産地消を促進すると共に特産品の保護育成を図るため、他道州からの移入に対し課税する。	1	1							○	3088H
			生活様式の多様化の促進	182	多様な生活様式を受容する道民意識の醸成と北海道の地域特性に応じた弾力的な税率調整を行う。	1	1							○	3089H
			一極集中都市化の解消	183	各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築する。	1	1						○		3094H ※　②町内会事業法制度
			Park&Rideの推進	184	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	1							○	3095H
			FM放送波の地方自治体への割り当て	266	FM放送の周波数を放送波として地方自治体に割り当てるとともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。	1	1		○						2302H
			自動車ナンバーの特例	267	各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。	1	1		○						2303H
I 教育・学校	教育・学校	教育・学校	小学校での英語必修	185	義務教育期間の必修学科を北海道が独自に決定できるようにする。	1	1							○	1027I
			学校と病院の併設	186	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0					○			1047A*
			教育の見直し	187	地域が将来めざす方向に教育内容もそうことができる特例措置を設ける。	2	1							○	1027I*,1053I
			青春時間	188	学校の夏期の登校時間を1時間繰り上げ、放課後を有効活用する。	1	1		○						1087I
			学校間格差解消のための学校の長期休業の活用	237	夏休み・冬休み期間の小中学校の校舎開放を行い、児童生徒の学習の場を設け、子供たちの学力の底上げを図る。	1	1					○			1206I
			学力・学習状況調査の実施	238	国語・算数・理科・社会の4教科について、小学校5年生から中学校3年生までを対象とした、学力・学習状況調査を行う。	1	1							○	1207I
			小学校の教師の教科担任制	239	小学校の教師は全教科の授業を行っているが、向き不向きな教科もあると思われるので、教科担任制度を行う。	1	1					○			1208I
			社会保険労務士による道立高校での講義	240	高校生に働く上で必要な知識を身につけてもらうため、特別カリキュラムにより、社会保険労務士が道立高の非常勤講師として授業できるようにする。	1	1					○			1212I
			研究開発学校の指定	241	教育課程の編成を弾力化する研究開発学校の指定を知事ができるようにする。	1	1		○						1222I
		大学	国立大学法人の予算確保手段拡充	189	国立大学法人等の予算確保のため、起債等資金調達手段の多様化を図る。	1	1							○	1028I
			アジア学生受入制度の創設	190	卒業後5年間程度北海道内に住むことを条件に、アジアの学生を無償で受け入れる。	1	1						○		3103I

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
I 教育・学校	教育・学校	給食	給食に道内食材を利用	191	小中学校の給食に道内食材を利用する。	1	1							○	1058I
			給食費未納対策	192	払えるのに払わない人への罰則適用や税金のような給与徴収方式の導入などを行う。	2	2					○			1059I,1060I
J 福祉	福祉	福祉	孤児施設の一元化	193	孤児が同じ場所で成長できるよう、何箇所にも分かれている孤児施設の一元化を行う。	1	1					○			1064J
			寄付金の損金処理制度	194	NPO法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1	1		○						1066J
			介護福祉費の適正化	195	収支構造を一般医療費収支構造と比較分析し、税制度、保険制度、政策費配分等を同水準に改善する。	1	1							○	3093J
			カジノを取り入れた老人施設	196	医療施設など高齢者に関する全ての施設を備えたカジノ高齢者テーマパークを作る。	1	1							○	3074J
			外国人人材受入れの促進	197	外国の介護福祉士資格があれば、日本の資格がなくても介護職員となれるようにする。	1	0							○	1033B*
			福祉有償運送の規制緩和	198	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域（所在市町村）にあることを要するという規制の緩和。	1	1	③							3099J 【③福祉運送サービスに係る規制の緩和】
			介護サービス事業所等の指定	199	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることができるようにし、地場業者を優先指定する。	1	1		○						3105J
			介護サービス事業所等の指定基準	242	介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定めるようにする。	1	1		○						1227J
			介護サービス指定基準等緩和	200	過疎地域等において、ヘルパー人数などの指定基準や介護報酬単価を地域の実態に即して設定する。	1	1							○	4019J
			コミュニティハウス	244	地域の生活課題を解決する「コミュニティハウス」を制度化する。	1	1	③							3301J 【③コミュニティハウスの制度創設】
			社会保障関係法の条例化	268	社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可など法律そのものを北海道で条例化する。	1	1	④							3315J【④「条例による法令の上書き権」の創設】
Z その他	その他	その他	ガソリン税	201	ガソリン税（道路税）は、道内にはあまり使用していない。	1	1							○	1048Z
			旅券	202	旅券申請などの発券業務。	1	1				○				1050Z
			道路の維持管理	203	道路の管理、維持が地域の実情にあっていない。	1	1						○		1054Z
			少年犯罪法の見直し	204	少年犯罪を減らすために、少年犯罪法を低年齢化。	1	1				○				1062Z

＜集　　計＞

区分	提案数（重複含む）		項目数（NO.）		特区提案として検討すべきもの					特区提案によらなくても対応可能なもの					
					提案数	項目数　aの内訳				提案数	項目数	bの内訳			
							答申へ	一旦終了	継　続			国の専掌	現行法令	現行施策	その他
	A＋B		a＋b		A	a				B	b				
当初分	248	(288)	204	NO.1　～NO.204	106	65	18	44	3	142	139※	10	38	36	57
追加分①	40	(40)	38	NO.205～NO.242	26	24	7	15	2	14	14	2	7	0	5
追加分②	2	(　2)	2	NO.243～NO.244	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
追加分③	9	(11)	9	NO.245～NO.253	9	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0
追加分④	15	(15)	15	NO.254～NO.268	14	14	4	10	0	1	1	0	1	0	0
合計	314	(356)	268	NO.1　～NO.268	157	114	31	78	5	157	154	12	46	36	62

※　当初分に特区提案によらなくても対応可能なものに分類された道民提案139項目のうち、2項目(No101 , No134)について、分類された理由がそれぞれ2つあった。

追加分①‥平成19年 7月追加
追加分②‥平成19年12月追加
追加分③‥平成20年 7月追加(五十嵐委員提案)
追加分④‥平成20年 7月追加(五十嵐委員提案以外)

資　料　4

前委員会からの申し送り事項

道州制特別区域提案検討委員会
（任期: H19.7.30 ～ H21.7.29 ）

1　総括的な事項

（１）審議の進め方について

○　道民提案を募集し、それをもとに審議していくというこれまでの手法については、道民のニーズに応えた提案を直接国に届けることで、道民に道州制や道州制特区を理解していただくという点などに大きな意義がある。

○　寄せられた道民提案の背景や提案に関わる道内の実情をより的確に把握するため、関係者からの意見聴取は重要であることから、今後も、地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう、意見聴取の機会を多く設ける必要がある。

（２）審議・答申分野について

○　道民提案（314件）については、一通り審議を終了し、「地域医療」、「食やくらしの安全・安心」、「環境」、「観光」、「地域再生・地方自治」など、多岐にわたる分野について、27項目の答申を行ったところであるが、今後は、本道の特性（農業や観光が基幹産業であること、豊かな自然環境に恵まれていること、安全・安心な食を提供していることなど）や現状（地域医療体制崩壊の危機、少子・高齢化の進展、雇用・経済の悪化など）を踏まえ、本道の持つ強みをさらに強めるような分野や、弱みの克服につながるような分野において、関係分野の審議会等との連携や関係団体との意思疎通を図るよう努力しながら、さらに審議を重ねていく必要がある。

（３）道民提案について

○　道民から寄せられた貴重な道民提案を、より有効に活用していくことが大切であり、審議を一旦終了したものについても、再検討する必要がある。したがって、地域医療をはじめ、経済、環境、福祉、地方自治など多種多様な内容を含む、これまでの道民提案（314件）についても、さらなる活用を図っていくことが有効な方策の一つである。

○　道民提案については、募集そのものが道州制特区の普及啓発につながるものであること、また、「特区提案によらなくても対応可能なもの」と第一次整理されたものであっても、そのことを提案者に明らかにできることが、制度や法令等の周知に一定の役割を果たすものであることから、今後も、地域意見交換会の開催を含め、様々な工夫をしながら、新たな提案の募集に努める必要がある。

○　また、道民提案の募集を通じて、地域の人々がアイデアを出すだけでなく、それを具体的な取組にまでつなげることができるような仕組みも検討すべきである。

（４）庁内提案について

○　道自らが施策の遂行や業務処理の改善のため、特区提案を有効に活用すべきであり、今後さらに、庁内提案に積極的に取り組む必要がある。

○　道州制を目指して地方分権を進めるという観点から、国の地方分権改革推進委員会で検討されている内容（国の関与・義務付け・枠付けの廃止など）の中からも、道として積極的に提案に向けた検討を進める必要がある。

（５）その他

○　道州制特区の審議は、将来の道州制を展望しながら、道民ニーズに応え、道民の声を直接国に届けるためのものであることからも、本委員会の審議がより多くの道民・国民に関心をもっていただけるよう努力していくと同時に、より多くの委員が出席できる審議日程の確保について十分配慮する必要がある。

２　個別の事項

（１）道民提案（３１４件）の検討結果について

○　道民提案（314件）については、一通り審議を終了したところであるが、棄却という取扱をしたものはなく、今後とも、様々な状況に柔軟に対応しながら、これら貴重な財産が新たな提案につながるよう、有効活用されたい。

　また、十分な審議を行うため、関係団体・部局へのより一層の働きかけを行うなど、必要な資料の確保に努められたい。

○　継続検討という取扱をした次の3つの事項については、それぞれの状況に応じて、今後、検討されたい。

①　カジノ

　地域において市民の合意を得た上でのカジノ誘致に関する正式な意思表示の状況など。

②　自由貿易地域

　提案者における具体的な内容の検討状況など。

③　空港

　空港別収支など空港に関する国の情報開示の状況など。

（２）庁内提案に係る継続案件について

○　『「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設』については、審議の結果、答申に向けて前向きに対応すべきとの結論を得たところであるので、今後、積極的に対応されたい。

今後の提案検討委員会における審議について

１　審議項目の予定について

区分			審議予定	摘要
道民提案	既存（314件）	「継続検討」項目の個別審議	○　カジノ	地域において市民の合意を得た上でのカジノ誘致に関する正式な意思表示の状況などに応じて
			○　自由貿易地域	提案者における具体的な内容の検討状況などに応じて
			○　空港	空港別収支など空港に関する国の情報開示の状況などに応じて
		「一旦終了」項目の分野別審議	（整理中）	（例）農業・観光・環境など （関係審議会・団体などの状況も踏まえながら）
	新規	第一次整理の上、個別審議	（整理中）	
庁内提案	既存	（「申し送り」により次回答申候補）	（内容については、第32回委員会で審議済み）	☆「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設
	新規	提案の都度、個別審議	（未　定）	
	分権関係	地方分権委の検討内容を踏まえ、個別審議	（未　定）	（例）国の関与・義務付け・枠付けの廃止など

２　第５回答申の考え方について

○　上記項目について随時審議を行い、一定程度の答申本数（これまでを参考に概ね５本程度）がまとまった時点で答申する。

資料５

参考資料1

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律

北　海　道

1. 法の目的

地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方等の自立的発展に寄与する

2. 法の仕組み

政府が道州制特区の対象となる都道府県を**「特定広域団体」として指定**（政令）

（対象となりうるのは、北海道又は3以上の都府県が合併した都府県）

政府が**「道州制特別区域基本方針」**を作成（閣議決定）

基本方針案の作成は**道州制特別区域推進本部**が行う

基本方針の中で、**権限移譲など法令の特例措置**について規定

道州制特別区域推進本部
- 本部長　：内閣総理大臣
- 副本部長、本部員　：国務大臣
- **参与　：北海道知事**　（政令で規定）

実際に権限移譲をスタートするためには

→ 北海道が**「道州制特別区域計画」**を作成

北海道が新たな権限移譲等を国に提案した場合には

→ 北海道が**基本方針の変更を素案を添えて提案**

いずれの場合も**関係市町村の意見聴取・道議会の議決**が必要

道州制特別区域推進本部で北海道知事が総理・閣僚と同じテーブルで直接議論

- 提案を受け入れる場合
  - **推進本部が基本方針の変更案を作成**し、それに基づき閣議決定
- 提案が受け入れられない場合
  - その旨及びその理由を道に通知・公表

3. 既に決定している権限移譲事項及び施行期日

- 調理師養成施設の指定　・危険猟法（麻酔薬の使用）の許可
- 商工会議所に対する監督の一部　・国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定

＜平成19年4月1日＞

- 民有林直轄治山事業の一部　**＜平成19年度＞**
- 直轄通常砂防事業の一部　・開発道路に係る直轄事業　・2級河川に係る直轄事業　**＜平成22年度＞**

参考資料２

北海道道州制特別区域推進条例の概要

１　条例制定の趣旨

道は、道民生活の向上等に向け、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「道州制特区推進法」という。）第6条第1項の規定に基づく国への提案に積極的に取り組むこととしている。

道州制特区推進法第6条第1項の道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下「変更提案」という。）により、国から道への権限移譲等を実現するには、十分な道民議論を背景に変更提案を行うことが必要不可欠であり、そのため、道民議論を積み重ね、道民参加のもとに変更提案の案を取りまとめるために必要な条例を制定した。

２　条例の内容

(1)　変更提案に関し、道民への情報提供等、道の責務を規定する。

(2)　附属機関の設置を規定する。

- 設置　　道州制特別区域提案検討委員会
- 組織　　委員７人以内
- 委員　　学識経験者から知事が任命、任期２年、再任可
- 会長及び副会長　委員が互選

３　道州制特別区域提案検討委員会の所掌事項

(1)　知事の諮問に応じ、変更提案の案に関する事項の調査審議。

（知事は委員会の意見を踏まえ、変更提案の案を決定し、道州制特区推進法上の手続き（関係市町村の意見聴取・道議会の議決等）に入る。）

(2)　道州制特別区域の推進に関し、知事に意見可。

４　施行期日

平成１９年７月２０日公布、施行

（附属機関の規定は平成１９年７月３０日から施行）

平成１９年７月２０日
条 例 第 ４ ４ 号

北海道道州制特別区域推進条例

（目的）

第１条　この条例は、道が行う道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「法」という。）第６条第１項の道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下「変更提案」という。）に関し、道民の参加の促進に必要な事項を定めることにより、変更提案に道民の意見、提言等を反映し、もって法第２条第１項に規定する特定広域団体である北海道における広域行政の推進（以下「道州制特別区域の推進」という。）を図ることを目的とする。

（道民への情報提供）

第２条　道は、変更提案の案の作成に当たり、道民が意見、提言等を述べることができるよう、道民に対して積極的に情報を提供しなければならない。

（変更提案の案の作成等）

第３条　道は、変更提案の案の作成に当たり、道民の参加を促進するため、道民が意見、提言等を述べる機会を十分に確保しなければならない。

２　知事は、変更提案の案の決定について、法第６条第２項に規定する手続をしようとするときは、あらかじめ、北海道道州制特別区域提案検討委員会の意見を聴かなければならない。

３　道は、変更提案の案を決定したときは、第１項の規定により道民から述べられた意見、提言等に対する道の考え方を公表しなければならない。

（設置）

第４条　道州制特別区域の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道道州制特別区域提案検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第５条　委員会は、知事の諮問に応じ、変更提案の案に関する事項を調査審議する。

２　委員会は、道州制特別区域の推進に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第６条　委員会は、委員７人以内で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員

の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第７条　委員会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第８条　委員会の会議は、会長が招集する。

２　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　委員会は、変更提案の案の審議のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

５　委員会は、会議を原則として公開しなければならない。

（会長への委任）

第９条　第４条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条から第９条までの規定は、公布の日から起算して２月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。